

守口市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、互いの持つ知恵、情報及び技術の共有による相乗効果を発揮することで、地域活性化を図り相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が対話を通じて包括的に連携することにより、市民サービスの向上及び定住のまちづくり促進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力する。

- （1）SDG s の普及促進に関すること
- （2）防災・減災およびリスクマネジメントに関すること
- （3）地域産業の振興・支援に関すること
- （4）福祉、高齢者・障がい者支援に関すること
- （5）地域の活性化および住民サービスの向上に関すること
- （6）その他本協定の目的に沿うこと

（情報の共有）

第3条 甲と乙は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1）甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- （2）甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3）前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難

されるべき関係をもっている場合

- （4）甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（協定内容の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも更新をしない旨の申出がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

甲：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市 守口市長 （ 自署 ）

乙：大阪府大阪市中央区北浜4丁目3番1号

三井住友海上火災保険株式会社

大阪北支店 支店長 （ 自署 ）